

議案第53号

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(印鑑登録票の登録事項の修正)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の<u>記録</u>に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録票の登録事項の修正)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の<u>記載</u>に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。